

## 川崎市母子・父子福祉センターサン・ライヴ事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号。以下「法」という。）の目的及び基本理念を踏まえ、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦（以下「母子家庭等」という。）の生活の安定と自立を促進するとともに、川崎市における母子家庭等への支援を総合的に行い、母子及び父子並びに寡婦福祉の増進を図るため、川崎市母子・父子福祉センターサン・ライヴ事業（以下「サン・ライヴ事業」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

### (実施主体)

第2条 サン・ライヴ事業の実施主体は、川崎市とする。ただし、サン・ライヴ事業は、法第6条第6項に規定する母子・父子福祉団体等であって、母子家庭等の自立促進事業に実績を有する法人等に委託し、実施するものとする。

### (事業内容)

第3条 サン・ライヴ事業の実施に当たっては、専門の相談員を配置し、おおむね次のことを行う。

- (1) 川崎市母子家庭等生活支援事業
- (2) 川崎市母子家庭等就業・自立支援センター事業
- (3) 川崎市母子・父子自立支援プログラム策定事業
- (4) 母子家庭等の福祉に係る情報の収集及び提供
- (5) 母子家庭等の福祉に係る調査及び研究
- (6) 母子・父子福祉団体等の行う母子家庭等の福祉に係る地域活動の促進

### (実施場所)

第4条 サン・ライヴ事業の実施場所は、川崎市中原区今井上町1番34号とす

る。

(サン・ライヴ事業の実施日等)

第5条 サン・ライヴ事業の実施日及び実施時間は、月曜日並びに第2及び第4日曜日を除く日とし、午前9時から午後5時（水曜日及び金曜日にあつては午後9時）までとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する日においては、サン・ライヴ事業は実施しない。

(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号。以下「祝日法」という。）に規定する休日

(2) 祝日法に規定する「国民の祝日」が月曜日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い「国民の祝日」でない日

(3) 1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで

(利用方法等)

第6条 第2条の規定に基づきサン・ライヴ事業を受託した団体（以下「受託団体」という。）は、母子家庭等及び次条第1項に規定する関係機関にサン・ライヴ事業の利用方法等を周知するため、広報に努めなければならない。

(関係機関との連携及び運営委員会の設置)

第7条 受託団体は、サン・ライヴ事業を円滑に運営するため、関係行政機関、関係団体及び社会福祉施設等と連携を図るものとする。

2 受託団体は、サン・ライヴ事業の円滑かつ効果的な運営を図るため運営委員会を置き、利用者、福祉関係者等の意見が広く反映されるよう、必要な意見を聴くものとする。

(書類の整備等)

第8条 受託団体は、サン・ライヴ事業に関する独立した会計帳簿を整備しなければならない。

2 受託団体は、市長から会計帳簿の提出を求められたときは、速やかに提出し

なければならない。

- 3 受託団体は、第1項に規定する会計帳簿及びその証拠書類を、当該事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

(実施状況報告)

- 第9条 受託団体は、サン・ライヴ事業の実施状況について市長から報告を求められたときは、速やかに報告しなければならない。

(その他)

- 第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、こども未来局長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。  
(川崎市母子・父子福祉センターサン・ライヴ設置運営要綱の廃止)
- 2 川崎市母子・父子福祉センターサン・ライヴ設置運営要綱は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。